

震源を特定せず策定する地震動（スペクトル）の
規制導入の経過措置に係る意見聴取会

（第1回）

令和元年10月18日（金）

原子力規制委員会

震源を特定せず策定する地震動（スペクトル）の規制導入の経過措置に係る意見聴取会

第1回会合 議事録

1. 日時

令和元年10月18日（金） 15：00～16：42

2. 場所

原子力規制委員会 13F会議室A

3. 出席者

原子力規制庁職員

大村 哲臣 長官官房審議官（技術基盤グループ長）
森下 泰 原子力規制部原子力規制企画課長
大浅田 薫 原子力規制部安全規制管理官（地震・津波審査担当）
川内 英史 技術基盤グループ安全技術管理官（地震・津波担当）
飯島 亨 技術基盤グループ地震・津波研究部門 首席技術研究調査官
田島 礼子 技術基盤グループ地震・津波研究部門 技術研究調査官
藤田 雅俊 技術基盤グループ地震・津波研究部門 技術研究調査官
沖田 真一 原子力規制部地震・津波審査部門管理官補佐
中村 英樹 原子力規制部地震・津波審査部門主任安全審査官
谷川 泰淳 原子力規制部原子力規制企画課原子力規制専門職

事業者

富岡 義博 原子力エネルギー協議会 理事
白井 英士 原子力エネルギー協議会 部長
平川 知司 東北電力株式会社 原子力部 副部長
鈴木 純也 中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 設備設計グループ 専門部長
岩瀬 聡 中部電力株式会社 原子力本部 原子力土建部 調査計画グループ 課長
伏見 実 関西電力株式会社 土木建築室 地震津波評価グループ マネジャー

野元 滋子 関西電力株式会社 原子力事業本部 プラント・保全技術グループ マネージャー

村山 晃 九州電力株式会社 原子力発電本部 廃止措置統括室長

赤司 二郎 九州電力株式会社 土木建築本部 原子力土木建築部長

山下 隆徳 九州電力株式会社 原子力発電本部 原子力工事グループ 課長

野尻 揮一朗 北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子力建築 グループリーダー

大久保 哲朗 日本原燃株式会社 再処理事業部 事業部付部長

富樫 亮仁 日本原燃株式会社 技術本部 土木建築部 耐震技術課 課長

山崎 克男 リサイクル燃料貯蔵株式会社 取締役副社長 兼 リサイクル燃料備蓄センター長

三枝 利家 リサイクル燃料貯蔵株式会社 品質保証部長 兼 安全審査担当

竹内 雅之 リサイクル燃料貯蔵株式会社 貯蔵保全部 土木・建築担当

寺山 武志 リサイクル燃料貯蔵株式会社 貯蔵保全部 土木・建築担当補佐

関根 隆 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速実験炉部 次長

山崎 敏彦 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 建設部 次長

永富 英記 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 JRR-3 管理課 課長

飯垣 和彦 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 HTTR 技術課 マネージャー

井坂 浩二 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全・核セキュリティ推進室 主査

中島 健 国立大学法人京都大学 複合原子力科学研究所 副所長

上林 宏敏 国立大学法人京都大学 複合原子力科学研究所 安全原子力システム研究センター准教授

4. 議題

- (1) 「震源を特定せず策定する地震動（全国共通）」としての標準応答スペクトルを規制に取り入れる際の経過措置に関する事業者意見
- (2) その他

5. 配付資料

- 資料 1 「震源を特定せず策定する地震動」対応に必要な期間等について
(原子力エネルギー協議会・日本原燃株式会社)
- 資料 2 「震源を特定せず策定する地震動」対応に必要な期間等について
(リサイクル燃料貯蔵株式会社)
- 資料 3 震源を特定せず策定する地震動に対する経過措置について
(日本原子力研究開発機構)
- 資料 4 震源を特定せず策定する地震動への対応
(京都大学複合原子力科学研究所)
- 机上配布資料 1 令和元年度第28回原子力規制委員会(9月11日)資料2
「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」の検討結果を
受けた規制上の対応について

6. 議事録

○大村審議官 では定刻になりましたので、ただいまから、震源を特定せず策定する地震動(スペクトル)の規制導入の経過措置に係る意見聴取会を開催いたします。

司会進行を務めさせていただきます、原子力規制庁の大村です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、本年9月11日の第28回原子力規制委員会におきまして決定をされました、震源を特定せず策定する地震動に関する検討チームの検討結果、これを受けた規制上の対応についてを受けまして、事業者から震源を特定せず策定する地震動に対して必要な経過措置、期間等について説明をいただき、状況を確認する、事情聴取をするという予定でございます。

それでは、本日の会合の進め方等について、大浅田管理官から説明をお願いします。

○大浅田管理官 地震・津波審査担当管理官の大浅田です。

本日は、事業者からの意見聴取ということですので、各社から資料を提出していただいております。

まず原子力エネルギー協議会・日本原燃株式会社からの資料が資料1、リサイクル燃料貯蔵株式会社からの資料が資料2、日本原子力研究開発機構からの資料が資料3、京都大学複合原子力科学研究所からの資料が資料4でございます。それ以外に机上配布資料が1点ご

ございます。机上配布資料につきましては、一般傍聴者には配布してございませんが、ホームページには掲載しております。進め方といたしましては、まず最初に事業者のほうから資料に基づいて順番に説明をしていただきます。その後にもとめて質疑応答を行いたいと思います。

以上でございます。

○大村審議官 何か質問等ありますでしょうか。

よろしければこのように進めたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。まずは原子力エネルギー協議会から順番に、資料1からということです。資料の説明をお願いします。

○ATENA（富岡） 原子力エネルギー協議会、ATENAの富岡でございます。

本日は私どもの意見を聴取していただく場を設けていただき、誠にありがとうございます。

この度、標準応答スペクトルが取りまとめられ、今後、基準が改正されることになるわけですが、事業者がこの標準応答スペクトルに対応するためには、相応の期間が必要であると認識をしております。発電用原子炉施設、それから日本原燃の再処理施設等の対応に必要な期間、及び要望につきまして、資料1のほうに取りまとめてございますので、ATENAの白井から説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○ATENA（白井） ATENAの白井でございます。

資料1でございますけれども、タイトルとして「震源を特定せず策定する地震動」対応に必要な期間等についてを説明させていただきたいと思います。

まず初めに「震源を特定せず策定する地震動」に関しましては、2019年9月11日に開催されました第28回原子力規制委員会で、留萌地震を基に基準地震動を策定した原子力施設に対して、経過措置期間をとるということで、本件に関し事業者が対応するために必要な期間等については、公開の場で事業者の意見を聞くとの議論を踏まえ、本日、基準地震動が確定したサイト及び基準地震動が審査中のサイトについて事業者が対応するために必要な期間等、それぞれ説明させていただきたいと思います。

資料の構成でございますが、1ページ目の1.で基準地震動が確定したサイトについて書いてございまして、3ページ目を見ていただきますと2.としまして、基準地震動が審査中のサイトについての説明、要望になってございます。

それでは1ページ目に戻っていただきまして、1.基準地震動が確定したサイトが対応す

るために必要な期間、要望事項等について説明させていただきます。

1.1 基準地震動が確定したサイトについて説明してございます。

改正された基準の施行時点、これはガイドの施行時点でございますけども、恐らく来年になるかと思いますが、その時点で設置変更許可済のサイト、そこの括弧に書いてございます8サイトでございます。そして、原子力規制委員会が、その時点で地震動の審査は概ね審議済としているサイト、これはそこの括弧の中に書いてございます女川と島根の2サイトでございます。

そして、地震動の審査が最終段階と認められるサイト、これにつきましては最近の審査会合で整理資料のまとめの話が出ているサイトといたしまして六ヶ所、いわゆる日本原燃でございますけども、これら合計11サイトは現在稼働しているか、もしくは至近で再稼働する可能性がございます。これらのサイトが本件に対応し、施設を適合させるためには、相応の期間を要すると考えられますので1.2に示すとおり、経過措置期間等を設定していただきたいと考えてございます。

1.2に移らせていただきます。経過措置期間、要望事項等についてでございます。

本件に係る経過措置期間について、設置変更許可申請以降の対応期間は、申請サイト数や基準地震動の審査結果によって大きく変わる可能性があることから、まずは、改正された基準の施行から、設置変更許可申請までの期間を経過措置期間として設定いただきたいと考えてございます。

具体的には、標準応答スペクトルに基づく解放基盤表面での地震動の評価、次ページに移らせていただきまして、地震動の評価の実施に3カ月、その後基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価の実施に6カ月の期間が必要でございますので、設置変更許可申請までの経過措置期間として「改正された基準の施行から9カ月間まで」を、まずは設定していただきたいと考えてございます。

また、標準応答スペクトルに基づく解放基盤表面での地震動について、改正されました基準の施行から3カ月以内に現行の基準地震動との比較を報告させていただき、その報告内容の確認及び設置変更許可申請の要否の判断をいただきたいと考えてございます。設置変更許可申請の要否につきましては、上記の地震動の報告及び確認において、標準応答スペクトルに基づく解放基盤表面での地震動が、現行の基準地震動を超える評価結果となったサイトは基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価を実施した上で、設置変更許可申請を実施することとし、標準応答スペクトルに基づく解放基盤表面での地震動が、現行の基準地震

動を超えないサイトは、設置変更許可申請は実施しなくてもよいこととしていただきたいと思いますと考えてございます。

設置変更許可申請から基準適合までの対応期間に関しましては、多数サイトの同時申請を考慮しない標準的な基準適合までの必要期間を後述、下に注)と書いてございますけども、それと別紙に工程表として示してございます。それはまた別途説明させていただきますが、前述のとおり、申請サイト数や基準地震動の審査結果等によって大きく変わる可能性があることから、各サイトが設置許可になった時点で、その後に必要な経過措置期間等について再度提案させていただきたいと考えてございます。

なお、これらの経過措置期間に関わらず、事業者として安全性向上に対して迅速に、かつ確実に実施していくことが重要というのは当たり前のことと考えてございますので、より早く対応が可能なサイトについては早期の対応を図ることとしていきたいと考えてございます。

次に注)でございますけども、第1パラグラフについては別紙で説明させていただくとして、まず最初になお書きのところを説明させていただきたいと思えます。

許認可審査及び検査の期間、これは改造工事が終わった後の使用前検査でございますけども、検査の期間というのは新規制基準適合性審査の実績、本件の審査では複数サイトが同時に行われることなどを鑑みても、事業者だけの判断では当該期間を見積もることができないため、これらを除く期間を事業者として提示していただくことと今回はさせていただきました。

4ページ目に別紙1がございます。四角の中に囲われているのが、いわゆる審査ガイドが施行されてから最終的に工事が完了して検査が完了、適合するまでの一連の作業を四角の中に書いてございます。ハッチングされた部分は事業者の作業部分に当たるところでございます。

まず審査ガイド等改正から9カ月後に設置許可申請をさせていただきます。そして申請を行いまして審査期間は点線で囲ってございますけども、これについてはちょっと難しいということで、期間は書いてございません。そして許可後、いわゆる施設の評価に入っていくわけですが、これについては一つの波で全ての施設を一通り評価した場合の期間を2年間として、ここでは記載させていただいております。したがいまして、例えばスペクトルの比較によって、周期帯によって評価施設が限定されるようなことがあれば、この期間はおのずと短くなるという形になります。

次に工事認可申請を行いまして、認可までの審査期間は省略させていただきますが、その認可後、もし工事の対応が必要となった場合のことを考えまして、2定検分、これはとりあえず3年という期間を設定してございます。この3年の工程といいますのは、定検が終了した時点で認可された場合、これが最悪の条件になると思うんですけども、その場合を考えまして2定検を考えると3年になるということでございますので、この認可のタイミングと定検のタイミングによって、さらに工程の短縮は可能だろうと思われまます。

下に行きまして、内訳のところに書いてございますとおり、まず一つ目のぼつは省略させていただきますまして、2ぼつ目の施設評価24カ月でございますけども、まず建物・土木構築物の応答解析に8カ月必要でございますまして、その結果を踏まえてそれぞれの床に据えつけられた機器等の施設の評価に16カ月必要と考えてございます。

3ぼつ目、先ほど説明したので省略させていただきます。

前提条件でございますけども、まず一つ目、地震動評価期間につきましては、基準改正の内容により、今我々ある程度推測化してございますけども、その推測の結果として3カ月なりその後の6カ月を検討してございますが、基準改正の内容により変動するというところに留意が必要であろうと考えてございます。それと基準地震動の影響度合い、いわゆる大きさによりましては、評価物量、そして対策物量も増えてくるかと思われまますので、大きく変動する可能性がございます。

耐震評価対象は、全工事計画認可申請対象設備、いわゆるDB設備、そして重大事故等対処、SA設備、そして特重、それら全てを含むものを一通り評価するとして考えてございます。そして施設評価につきましては、単一サイトの複数プラント、例えば一つのサイトに2ユニットあるような場合には、その輻輳については検討しますが、複数サイトの、例えば4ユニットとか、そういったものは、一応この試算の中では検討してございません。

また2ページに戻っていただきまして、最後の2行でございますが、また、標準応答スペクトルに基づく解放基盤表面の地震動が、現行の基準地震動の応答スペクトルを超える場合には、新たな基準地震動に対して経過措置期間中に必要な対応を行いますが、他の申請案件につきましては、当該申請の趣旨を早期に達成し、安全性向上を実現できるよう、本件とは切り離して、現行の基準地震動による審査及び処分を継続していただきたいと考えてございます。これは要望事項でございます。

次に2. 基準地震動が審査中のサイトの経過措置期間等に対する要望事項についてでございます。

新規制基準適合審査において、改正された基準の施行時点で基準地震動が審査中のサイト、その括弧書きで書いてございます6サイトでございます。これにつきましては本件の対応を、現行の基準地震動の審査の状況に応じまして効率的に進められることが重要だと考えてございますので、以下に示す手続の方法を選択できるようにしていただきたいと考えてございます。

まず、一つ目が現行の基準地震動の審査を、本件の審査と切り離して、継続して受ける選択肢でございます。設置許可を受けてから3カ月以内に標準応答スペクトルに基づく解放基盤表面上の地震動の評価結果を報告しまして、基準地震動の見直しが必要な場合には、9カ月後までに本件に係る設置変更許可申請の手続を実施させていただきたいと考えてございます。その後の工程につきましては、本件申請が許可後、別途相談させていただきたいと考えてございます。

②でございますが、現行の基準地震動の審査において、本件に係る標準応答スペクトルに基づく解放基盤表面上の、地震動も含めて審査を進めていただくという考え方の選択肢もあるかと思えます。

最後になりますけども、また、現行の基準地震動の審査及び基準津波、地震、火山事象等、特に現行の基準地震動の審査では特重等、いろいろと並行審査が進められてございますので、そういった審査案件についてこれらが本件の他サイトの審査の影響を受けて滞ることがないように、審査を進めていただきたい。これが要望事項でございます。

以上でございます。

○大村審議官 資料は続いて、リサイクル燃料貯蔵株式会社さん、資料2でお願いします。

○RFS（山崎） リサイクル燃料貯蔵の山崎でございます。よろしくお願ひいたします。

私からは資料2に基づきまして御説明させていただきます。

本件につきましては、当社の審査状況を踏まえまして、以下のように進めていただきたいというふうに考えてございます。

まず、当社の審査状況に関する事項でございますが、1番に記載しているとおりでございます。地震動関連につきましては、既にまとめ会合におきまして一連の確認が済んでございまして、その内容を踏まえた補正を行った段階でございます。また、事業変更許可申請書に関して残る主な課題は、「耐津波設計」ということになってございますが、これにつきましても論点が絞られている状況となっております。さらに設工認につきましては、地震動に関する事業変更許可申請を踏まえた補正申請を既に行っております。

このような審査の状況を踏まえまして、今後の震源を特定せず策定する地震動に関する進め方につきましては、2番に記載したとおりでございます。基準地震動の策定や基礎地盤の安定性及び施設の評価に時間を要することから、経過措置を設定していただくとともに、現状の事業許可申請とは切り離れた扱いとしていただきたいというふうに考えてございます。

各段階での進め方につきましては、(1)から順に記載してございますが、新たな基準地震動に関連する準備期間といたしましては、地震動の評価に3カ月、地盤安定性解析に6カ月が必要となり、申請が可能となる時期は基準の改正から9カ月後になるというふうに考えております。また、施設の評価につきましては、地震動の確定後、建物の応答解析に4カ月、施設の評価に8カ月を要するものと考えてございまして、さらに評価した地震動のレベルに応じて、耐震補強工事が必要となった場合には、約1年を要するというふうに考えてございます。

最後に現状の審査との関連でございますが、現状審査が進捗してございますので、現状の審査及び各種申請に関する対応を優先的に進めさせていただくこととし、新たな地震動に係る審査につきましては現状の審査と切り離して、現状の審査の収束した後に、別途申請を行うということで進めていただきたいというふうに考えてございます。

なお、経過措置の期間に関わらず、当社として安全性向上に対して迅速に対応していきたいというふうに考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

○大村審議官 ありがとうございます。

それでは、続いて資料3、JAEAから説明をお願いします。

○JAEA（飯垣） 原子力機構の飯垣です。私からは資料3に基づいて御説明させていただきます。

原子力機構におきましては、研究炉としまして「JRR-3」「HTTR」「常陽」等ございます。これらについての経過措置への要望を御説明させていただきます。

これらの施設については、今新規制基準への対応ということで、それぞれのフェーズが異なっております。ということで、大きく二つに分けてございます。一つ目が1ポツでございますけれども、基準地震動・耐震設計が確定しましたJRR-3と、あとHTTRにつきましては設置許可変更が概ね終了段階であるといったところのものを一つ目。あと審査中のものが「常陽」ですけれども、それが二つ目に記載してございます。

まず一つ目でございますけれども、この中でも大きく分けてございまして、標準応答スペクトルに基づく解放基盤面での地震動が、現状の S_s を超えない場合と超える場合に分けて記載してございます。

まず超えない場合ですけれども、こちらについては基準地震動との比較を行いまして、その内容の確認を受けさせていただきます。これにつきましては申請書の本文に変更がないということで、設置許可の申請は不要としたいと考えております。それでその後、例えば本文の変更が必要になった時点で、この添付書類を変更を行うというふうにしていただきたい。これらの対応については運転と切り離すということをしていただきたいと考えております。

次に、解放基盤面での地震動が今の S_s を超える場合でございます。これは先ほどの地震動に加えまして、地盤安定性評価を行いまして、それに基づいて設置許可申請を行います。その後、建物・機器の評価を行いますけれども、こちらについては耐震工事の要否を見極めるものとして行くと。この段階では建物・機器に補強工事が必要かどうか見通せないということで、工事の完了の期間については、この評価の後に再度提案させていただきたいと考えてございます。

次に2ポツ目の、今、審査中の「常陽」でございますけれども、こちらは今、現在進めている新規制基準の審査の中で、標準応答スペクトルに基づく解放基盤面での地震動についても審査を受けて、その後補正で対応していただきたい。補正の時期、例えば審査の進め方につきましては、他の項目の審査状況も含めて調整させていただきたいといった要望でございます。

以上でございます。

○大村審議官 ありがとうございます。

それでは、最後に資料4に基づいて、京都大学から説明をお願いします。

○京都大学（中島） 京都大学の中島でございます。資料4を御覧ください。

私どものところは対象となる原子炉施設としては、京都大学研究用原子炉（KUR）でございます。ここでは既に許可を受けて運転をしているところでございますが、今までのところの基準地震動は9種類設定してございます。

今回の震源を特定しない地震動につきましてはの簡便な評価、これは解放基盤面と地震の今回の策定された地震基盤相当面とか、ほぼ等しいだろうというような想定のもとで、簡便な暫定的なスペクトルの比較を試みたところ、若干、上下方向の高周波領域ですけど

も、超える可能性があるということが判明しておりまして、私どもはその前提のもとで、次のような作業が必要ではないかというふうに、現在のところは考えているところでございます。

この結果につきましては、今後のきちんとした評価によって変わるかもしれませんが、現在そういう想定で考えていると。まずは設置変更の承認申請でございまして、これに基づく基準地震動 S_s を策定するというところで、それを追加するというところ。それからほかのところでもございますが、地盤の安定性評価を行う。それから、それに基づいて、建屋の入力地震動の評価及び追加、KURの場合は S_s 対象Sクラスの施設というのは炉心の部分だけでございますので、炉心を包含している原子炉建屋、これが上位波及効果でSクラスに影響を与えないことの確認が必要ということで、このような評価を行うということでございます。

超えている場合については何らかの設工認申請が必要ということでありまして、それに基づいて入力地震動に対する建屋の安全性評価、先ほど申しました上位波及効果を見るところでございます。それに基づいてSクラスの機器の安全性の評価を行う。多分、補強は要らないだろうという前提で、ここは書かさせていただいておりますけども、手順としてはこういった流れでやると。

これらにつきましての必要な期間として、1番目の1) 2) 3) を行うところで、ここで安全審査対応等と書いてありますが、これは審査自体は規制側とのやりとりになりますから、なかなかどのぐらいという評価は難しいんですけども、6カ月程度かかるだろうと。それから後、承認後の設工認の申請の、これらの建屋の評価等で約6カ月というふうに考えてございます。

以上でございます。

○大村審議官 ありがとうございます。

それでは、早速、質疑に入りたいと思います。発言をされる方は挙手していただき、順に指名しますので、マイクのスイッチを入れて、お名前をおっしゃってから発言をいただければと思います。

それでは、質問のある方はどうぞ。

沖田さん、どうぞ。

○沖田補佐 原子力規制庁の沖田です。

それでは、まず資料1のATENAの関係で質問させていただきます。

まず経過措置期間の根拠ということなんですけども、今年の3月29日に開催されました第8回の「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」で、事業者のほうから意見聴取をした際に、事業者の検討には最低数カ月から1年程度を要すると考えていますという説明を表明されています。これまで準備期間、大分あったと思うんですけども、その上でも標準応答スペクトルに基づく解放基盤面での地震動評価の3カ月とか、その後の6カ月、こういった期間が必要なのかという、まずその確認をさせていただきたいと思えます。

○大村審議官　どうぞ。

○九州電力（赤司）　九州電力、土木建築本部の赤司でございます。

3月の検討チームの会合でそういうふうに御説明させていただいたのはそのとおりでございます。その時点での検討チームの御議論等も踏まえながら、具体的な検討は事業者の中でも進めつつあるところでございます。

まず、ここでガイドが改定されてから、地震動を確定させて報告させていただきます間の3カ月についてなんですけども、これは逆に3月の段階でも御要望させていただきましたとおり、一つは解放基盤相当面の定義について。そこがガイドで明確にされると思いますので、それに対する基準適合性の確認、当てはめが当然必要だろうと考えております。

それから同様に、あと2点論点がありましたところとして、地盤の増幅特性の考え方、さらには模擬地震波の策定についてのところ、こちらもいずれも、特に模擬地震波の策定は規制の中で、我々の事業者の取組としても初めて取り組むところですので、そこは定義等、ガイドでも明らかにしていただきたいということをお願いをさせていただいておりますけども、またそれを踏まえた事業者としての策定結果、そのガイドが明確になった時点での当てはめ、適合性の確認、チェックが当然必要だろうと考えております。

その上で計算結果について、最終的な計算のチェックと報告書の作成チェックを行いますので、それに必要な処理期間を考えると、3カ月程度は必要であろうというふうに考えたというものでございます。

○沖田補佐　そうすると、これまでの検討というのは、どのぐらいまで進んでいるんでしょうか。要は検討チームで標準応答スペクトルというのは、もう報告書をまとめて公表されていますので、その標準応答スペクトルを使って、解放基盤面まで各サイトごとに上げて、どれぐらいの地震動になるのかという、そういった検討というのはされているんでしょうか。

○九州電力（赤司） はい。検討チーム段階の御議論を踏まえて、当然検討は進めさせていただきます。

まずステップとしては地震基盤相当面をどのレベルで考えるのか、それから地震基盤相当面から解放基盤までの増幅特性をどう考えるのか、最終的には地震波に対しての位相特性、模擬地震波をどのように策定するのかということ、検討は進めている状況でございますけれども、現状最終的な姿形が見えている状況かということ、まだそこまでは至っていないという状況ではございます。

何でそういう状況なのかということ、一つは地震基盤相当面の設定について、これはまさに定義をはっきりさせていただきたいとお願ひしたところの一つの趣旨として、単純な2,200以上という数字のみで線が引かれるものなのか、地震基盤相当面として、何がしか物理的な意味合いというものが位置づけられるのか、それによっていろんな考え方があると思いますので、まずはこういう考え方で設定する、こういう考え方あり得るだろうというようなことの整理を行っているという状況でございます。

さらに地盤の増幅特性の評価に対しましては、地盤のモデルでございまして、地下構造については、これまでの適合性審査の中でも分析の御議論をいただいているところではございますけれども、それ以降、例えば当社九州電力の場合は、許可いただいて以降の最新のデータがいろいろございますし、世の中の知見もございますので、そういうものを取り込みながら、さらに再評価を行うということが必要ですので、そういう作業を進めているという状況。

最後これ実は一番難しい、苦労しているとあえて申し上げさせていただきますけれども、そのところが最後の模擬地震波をつくるところでございまして、特に三つ手法を挙げさせていただいた中の、一つ目のいわゆるランダムな位相特性をほうり込むもの、これはもう経験値を持っているところなんですけれども、それ以降の一つは観測記録を用いるという場合、それから群遅延時間を用いるというものについて。

これは例えば観測記録を用いるといっても、サイトの観測記録もあれば、今回検討チームの中でも御議論いただいております、震源が特定できない地震の観測記録、これも多数ございますので、じゃあそれらを見ながら、どういったものをどういう考えで使ったらいいのかという整理を進めているということと、もう一つ、最後にある群遅延時間について。

これは幾つかの手法が知見として提案されているところではございますけれども、一番悩

ましいのは群遅延時間、要は手法としてある震源断層面を仮定する必要があるが、震源が特定できない地震だとすると、これ断層面の置き方が無限にありますので、その無限にある中で、じゃあこれもまたどういう考え方で、どういう当てはめをしたらいいのかというようなところ、まだこれも非常に悩んでいるというか、苦勞しているところでございまして、そういった作業を進めながら、最大の難しいところは地震基盤相当面の設定、増幅特性の設定、それから模擬地震波の設定、それぞれ幾つかパターン、通る道が考えられますので、これいろんなパターンを考えると、かなり複数のパターンが考えられる。その中のどういう道を選ぶんだというようなところ、そこの整理をするというのが、また最終的に必要になってまいりますので、その辺の検討を進める中で既に検討を進めているところではございますけども、まだその整理の途上にありまして、それを鋭意、検討を進めている状況であるというのが現状でございます。

○沖田補佐 わかりました。

それで、仮にこの3カ月とか6カ月必要だということになったときに、さっき模擬地震波の確定に一番時間がかかるような話もあったんですけど、具体的に3カ月、6カ月でどういう作業が発生するのかというのを、もう少し具体的に教えてもらえますでしょうか。

○九州電力（赤司） 九州電力の赤司でございます。

まず3カ月につきましては、先ほどもちょっと申し上げさせていただきましたけども、既に現状進めさせていただいております基準地震動の検討の結果を、それぞれ先ほどの3ポイントについて策定されましたガイドに照らして、その条文に照らした適合性の確認をする。

適合性の確認をした上で最終的な計算結果、この計算結果も先ほどの3ステップそれぞれでございますので、その計算結果のチェックを行う。計算結果のチェックを行った上で、今度はそれを報告書として提出させていただきますので、報告書の作成、当然報告書のチェックも必要ですので、その作業を行う。それで都合3カ月程度は必要であろうというのが、そこまでのステップでございます。

それから先の6カ月につきましては、基準地震動が確定いたしましたら、設置変更許可申請をするに当たりましては、基礎地盤及び周辺斜面の安定性の検討評価が必要になってまいります。

当社九州電力の場合は、結局これまで変更許可いただいております全設備を対象とした基礎地盤、当社の場合斜面はなくて、基礎地盤だけなんですけれども、その評価が必要に

なってまいりますけども、これ特重施設等もございまして、どの場所のどの断面はなかなか細かくは申し上げにくいんですけども、数としては20断面を超える断面の数がござい
ます。

これは一つの断面ずつやると、1月から2月ぐらいかかるんですけども、それを26並べると2年から3年ぐらいかかる話になりますので、それをできるだけ並行作業をしながら、効率的にやっていった上で最後のチェックを行い、申請書を取りまとめてという、効率化を縮める努力をやったとして、これ半年程度、6カ月程度は必要であろうというふうに考えて、以上をもちまして、3カ月と6カ月という要望とさせていただいているものでござい
ます。

○沖田補佐 ありがとうございます。

その検討には実際、解析とか計算を外注するということもあるかもしれないんですけども、外注する場合、外注する期間も見込んでいるのかという話と、あとは電力会社の間の中で例えば外注先が同じような会社に外注して計算解析していただくということもあるかと思うんですけど、その辺の考慮というのはされているのでしょうか。

○九州電力（赤司） 九州電力の赤司でございます。

まず前段の専門的な解析は外注いたしますので、この期間の中にはその外注に要する期間を含めて考えさせていただいております。

複数の電力でふくそうする場合があるのではないかというのは、それはそのとおりで
ございますけども、現状のこの想定の中では、そこまでは考慮に入れない形。例えばこれ
当社の場合で考えて、6カ月程度はかかるだろうというふうに考えているというもので
ございます。

○沖田補佐 規制庁の沖田です。ありがとうございます。

それでもう一点、別紙1に事業者が対応するために必要な期間というのがありまして、
その前提条件の最初のぽつに、「地震動評価の期間については基準改正の内容により変
動する」とあるんですけども、基準改正の中身というのは9月11日の委員会で、これまで
の留萌に加えて標準応答スペクトルに基づいた評価を要求するという事は決まっております
ので、基準改正の内容により変動するというのも、どういうことなのかなと思ったん
ですけども、これはもうこれまでの留萌と標準応答スペクトルを要求するということでも、
まだ変動するのでしょうか。

○九州電力（赤司） 九州電力の赤司でございます。

現状において大きく変動することになると考えているものではないんですけども、先ほどちょっと申し上げさせていただきましたとおり、例えば地震基盤相当面の定義でございましたり、模擬地震波の策定でございましたり、何がしかの物理的な定義でありましたり、これまでの御議論でなかなか我々がかみ切れていなかったところ、あえて表現させていただくと、えっというようなところが出てくると、さらなる検討として期間を要する場合があります。

そういう流れではないだろうとは考えておりますし、この期間に限らず我々はできるだけ早い検討を努力させていただくところではございますけども、もしもそういうことがあったらということでの注書きでございます。

○沖田補佐 わかりました。ありがとうございます。

○大村審議官 よろしいですか。

中村さん、お願いします。

○中村審査官 地震・津波審査部門の中村です。

先ほど基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価のところ、6カ月かかるという説明があったんですけども、示していただいたのが断面が20断面ぐらいということで御説明ありましたが、今までの審査の中で20断面、私がした審査の中ではかなり極端に多いケースかなというふうに考えていまして、普通一般に考えると1桁ぐらいかなというふうに考えるんですけど、それは今6カ月というのはマックスというようなイメージで考えていらっしゃって、それ以外もっと特重とかいろんな断面を、施設を含めて断面が少なくなる場合には、例えば今までと違って断面も、もう既に決まっていますし、物性値とか地質構成とか、そういうことも決まっていますので、そういうふうに考えると実際にはもう少し縮まるというふうに考えてもよろしいんですか。

○九州電力（赤司） 九州電力の赤司でございます。

まず先ほど20を超える断面数といたしましたのは、御指摘ありましたとおり特重施設も含めて、これまで申請したもの全部をやると、それだけの断面数になるというものでございます。あとは現地でなかなか断定をしにくいところだとは思いますが、必要な断面の絞り込みでありましたり、それによって期間、対象断面の絞り込みをやることによって、その辺はまた今後の規制庁さんと御相談させていただくところだと思いますけども、その中で短縮していくことは可能だろうと考えます。

○中村審査官 規制庁の中村です。

ひとまず言われることはわかりました。

○大村審議官 ほか、いかがですか。

じゃあ田島さん。

○田島調査官 技術基盤グループの田島です。

資料の1ページ目の一番下の行から2ページ目の初めの部分について、2点ほど確認させてください。

まず1点目が、地震動の評価に3カ月というところなんですけれども、先ほども少し説明があったんですけれども、解放基盤面でのS波速度が地震基盤相当面の2,200m/s以上のサイトについては、標準応答スペクトルを直接解放基盤面でのスペクトルとして扱うことも可能かと思うんですけれども、そのようなときには、そのようなサイトについては解放基盤面での地震動の評価期間を短縮できるようなサイトもあるのではないかというのが1点目です。

2点目が、各サイトの最新の情報を必要に応じて用いるというところが2ページ目の最初にあるんですけれども、こちらも最新の情報を必要に応じて用いるというのが、先ほど地盤増幅率のところちょっとお話したんですけれども、そういうものを用いることを想定しているのは、どのようなプラントで、どのようなことを想定しているのかということについて教えてください。

○関西電力（伏見） 関西電力、伏見でございます。

今おっしゃった最初のほうのVSが2,200以上が解放基盤相当、当社の場合は大飯とか高浜がちょうどそういうサイトに当たりますが、それで直接比較して大小を判断していいということであれば、特に波まで作成しなくても判断できますので、3カ月かからず判断はできると考えております。

それからあと増幅。

○中部電力（岩瀬） 中部電力の岩瀬と申します。

増幅のところの最新の情報というのが、我々サイト、主にですけれども、地震観測をずっと継続して、してございますので、基本的にはこの最新の地震データというのは主に考えているのは地震観測データをもう一度しっかり見た上で、地盤増幅特性の反映としては何が望ましいのか、そういった説明をすることになろうと考えてございます。

○大村審議官 よろしいですか。

それ以外に何かありますか。

森下さん。

○森下課長 規制企画課の森下です。

私も先ほどの田島さんの質問とかぶっているところがあるんですけども、確認したいのが、標準応答スペクトルから地震波を作成するプロセスの中で、留萌でもう一回評価をやってSs等を決めているという、そういう前提のプラント、サイトもありますけども、そこ違うようなことになってくるというのは、どういう点が違うことになってくるのかというのを、もう少し確認させてください。

先ほどの増幅特性のところでも最新の、一回施設のSsを決めたときからさらに新たに出た最新のデータを使いたいというところはわかりました。ほかにも一回確定したものは、そのまま使えるのはそのまま使えばいいんじゃないかと思っているんですけども、具体的に留萌と変わってくる点というのを、もう少し教えていただきたいんですが。

○大村審議官 どうぞ。

○九州電力（赤司） 九州電力の赤司でございます。

震源を特定せず策定する地震動、当社、例えば留萌の地震動を採用しておりますので、留萌での検討というのは当然あるんですけども、今回、留萌の地震と標準応答スペクトルに基づく検討が大きく違うのは、留萌の場合は留萌の観測記録を留萌の地盤で上げたり下げたりと、下げているわけじゃないですけど、上げたりしているというものですけども、今回は標準応答スペクトルを、例えば当社の九州電力でございますと玄海でありましたり川内の地盤に当てはめて、上げたり、波をつくったりということで、要は観測されたところでやるのか、サイトでやるのかという、そのステップが全く異なりますので、留萌のとき、やったことをそのまま持ってくればいいというものではないということは御理解いただければよろしいかと思えます。

その上でさっき申し上げましたように、じゃあ標準応答スペクトルをサイトで当てはめる地震基盤相当面はどこなのということで、そこから解放基盤までの増幅特性をどういうふうに見るかという2点目。解放基盤表面での波をどういうふうにつくるのという三つの大きなステップがございます、そこが先ほど申し上げましたとおり、幾通りかの考え方があり、その組み合わせによってかなり複雑系の整理が必要になってくる場所がございますので、留萌のときと違って、かなりこれは時間を要し、工夫というか考えを詰めなきゃいけないところであるというふうに御理解いただければと思います。

○森下課長 規制企画課の森下です。

ありがとうございます。そうすると、そういうふうな例えば三つのステップで苦勞するところを、各社さん同じ悩みだと思いうんですけど、今各社ごとでばらばらで検討して、それぞれやろうとしているのか、あるいは今回、同じように来ていただいて、同じバックフィットの対応をしていただくんですけども、ばらばらでなくて一緒に議論しようという、そういうふうな考え方はないんですか。みんながばらばらで考え方をやってしまうものなんでしょうか。

○九州電力（赤司） 九州電力の赤司でございます。

もちろん、例えば事業者の検討でございましたり、今後の審査でございましたり、共通してできるところは共通してできればというお考えは、ごもっともなところだとは思いうんですけども、今回難しいのは、先ほどの地震基盤相当面の設定から全てサイト、どこの地盤で取り扱うというところがあって、そのサイトごとの地盤の特性はもうサイトごとに異なりますので、とすると用いる手法であったり考え方の選択肢も、恐らくサイトごとに異なってくるだろうという部分はございますので、なかなか全社まとめて、こういうやり方があるよね、こういう考え方があるよねと、頭の整理は全社でできると思いうんですけども、じゃあ各社にどういうふうに当てはめていくのというのは、どうしても各社、各サイトの地盤条件、それぞれになってまいりますので、例えば全社同じやり方になるというのは、恐らくあり得ないだろうと思いますし、またそういうそろえ方ができるものではないだろうというふうに考えてございます。

○森下課長 規制企画課の森下です。

ええ。私が申し上げているのは全社同じようなやり方でやれというのではなくて、何社か同じような状況というんでしょうか、設定になるようなところ(グループ)はあるんじゃないかと思いうんですけど、そういうのを例えばATENAが地ならしをした上で、各社ごとに配慮するともっと短縮できませんかというような、実際にそういうことをやるかどうかは別として、そういうやり方も考えられないでしょうかということです。一律でやれということではありません。

○大村審議官 どうぞ。

○ATENA（白井） ATENAの白井でございます。

その辺りは個々のサイトの条件というのは、個々のサイトですけども、考え方です。例えば増幅の考え方とかそういったものは統一してできるところがあるかと思いますので、あとは計算の問題ですので、そういったところはちょっとATENAで整理させていただきま

して、効率的に審査していただけるように考えたいと思っています。

○森下課長 規制企画課の森下です。

ありがとうございます。

○大村審議官 大浅田さん、どうぞ。

○大浅田管理官 地震・津波審査管理官の大浅田ですけど。

そうするとサマリしますと、この設置変更許可申請に至るまでの、いわゆるネックとなりそうな点というのは、我々も想定していたんですけど、要するに地震基盤相当面から解放基盤表面までの持ち上げ方、増幅をどう考えるのかということと、模擬地震波をどうやってつくるのかというところをよく議論する必要があるということにはわかったんですけど、我々検討チームの中でも会合というのは基本的には公開でやっていますし、あと検討チーム報告書ではなるべく事業者も含めて一般の方のわかりやすいように、かなり注釈を入れて、例えば地震基盤相当面についても、きちんとどういうものかということを定義したりしているので、そういったことを参考に、やはり事前準備を進めていただきたいなと思っています。

あまり細かいことを言うのは、今日は経過措置を聞くというような場ですし、あまり我々がこうしろ、ああしろというのは、それはちょっと事前審査に立ち入ってしまうので、どうこうということは言えないんですけど、基本的には我々公開でやっていますし、検討チーム公開でやったし、検討チーム報告書では定義についても書いていますということも踏まえて、それは準備をしていただく必要があるんじゃないかなと思っています。

それと、地下構造については新規制基準の取り入れ段階から、当然ながら浜岡とか柏崎の事例を踏まえて、我々も非常に重要視しているところなんで、新しいデータが出てくればそれはそれに基づいてやっていただくのは全然構わないと思います。ただし、その場合には、じゃあ既存のほかのSsにも影響する場合には、当然そういった影響評価も必要になってきますので、そういった点も含めて御検討いただきたいなと思います。

あと模擬地震波については、これも電力さんからも多分要望があったと私は記憶しているんですけど、あまりリジットなことはガイドには書かないでほしいと。当然ながら各サイトによって固有の事情があるからということですので。我々もその解釈とか、ガイドの位置づけを考えたら、何かこうしろみたいなことは、多分それはほかの地震に限らず、津波にしても、こうしろということは多分解釈とかガイドには書いていないので、どちらかという審査のチェックポイントみたいな形で書いていますので、じゃあどういった点が

その審査のチェックポイントになるのかみたいなところは、これも検討チーム会合で議論させていただいたし、報告書にもこういった点には注意が必要だと、例えば震源を特定せずということ考えた場合には、さっきおっしゃいましたように、実際の地震波というのも重要だけど、当然ながらスケーリングする際には位相特性とか大丈夫なのかと、そういった点を注意しないといけないとか、あと標準応答スペクトルということ考えた場合には、個別のモデルだけを捉えちゃうと、それはそれで少し考え方が変じゃないかみたい議論もあったので、そこはやはりそういったことを踏まえて準備をしていただく必要があるなと思っています。

やはり別に今の時点でも準備ができるわけなんで、当然ながら今回、事業者の要望ということで、3カ月プラス6カ月のことは聞きましたけど、少しイメージ的には何でこんなにかかるのかなというのは、率直な感想でして、特に。

さらに、あともう一点、安定性評価については、確かに新しい断面をつくりなさいという話になってきたら、私もそれは時間がかかるのはわかりますけど、もうその審査の終わっているサイトについては代表施設も決まっています、解析断面も決まっていますので、プラス6カ月というのは、なかなかわかりにくいところもありますけど、今回は要望ということですので、とりあえずこれはこれで、そういった要望があったということはわかりましたので、一応サマリで言うとそういうことかなと思っています。

○大村審議官 ほかにありますか。

沖田さん、どうぞ。

○沖田補佐 それでは、今度は設置変更許可申請の話なんですけども、これはATENAさんとJAEAさんのほうで書いてあるんですけども。結局、9月11日の規制委員会において、標準応答スペクトルに基づく評価を要求するというので、バックフィットをさせることが決まっております、設置許可変更申請というのは、我々としては必要だというふうに考えています。

例えばATENAの資料では、3カ月以内に現行の基準地震動との比較を報告させていただいて、設置変更許可申請の可否を判断いただきたいという記載があるんですけども、我々としては、もう設置変更許可申請は必要だというふうに考えていますので、こういった報告は不要だというふうに考えております。これについて、もし何か御意見があればお願いします。

○関西電力（伏見） 関西電力、伏見でございます。

これはJAEAさんの資料にもあるんですが、これまで設置変更許可申請書の本文等が変わらない場合に、申請はしないというのが慣例だったように思うんですが、今後は今おっしゃったようにバックフィット案件である、イコール必ず設置変更許可申請をしなければならないということなんでしょうか。

○沖田補佐 規制庁の沖田です。

本文が仮に変わらないとしても、添付資料で計算の方法は変わってくると思いますので、それは我々としては必要だというふうに考えております。

○関西電力（伏見） 関西電力、伏見でございます。

そうしましたら、申請の理由とか、こうこうこういうガイドが変わったからというのか、そういった申請の理由の部分については御指示というか、御相談をさせていただく必要があるかなと思います。

○沖田補佐 規制庁、沖田です。

わかりました。

○大村審議官 よろしいですか。

では、続いてお願いします。

○沖田補佐 引き続きすみません。

引き続きATENAさんの資料で、2ページ目の真ん中ほどに、「早く対応が可能なサイトについては早期の対応を図ることとしたい」という記載があります。この意味を「早期の対応を図ることとしたい」というのはどういうことなのかと、何を意味しているのかというのを御説明いただけますでしょうか。

○大村審議官 どうぞ。

○ATENA（白井） ATENAの白井でございます。

先ほども説明の中で申し上げましたとおり、例えば地震動につきましても、もう地震基盤面相当イコール解放基盤面相当のところもございませし、そういったところだとスペクトルの比較検討だけで済みますので、そういったところもありますし、施設の評価につきましても超え具合によって、どれぐらい超えるかによって範囲とか物量とか、そういったものも変わってきますから、それぞれの状況に応じて可能な限り前向きに早くしていくというのが我々の使命だと思ってございますから、そういう意味で書いてございます。

○沖田補佐 規制庁、沖田です。

わかりました。

そうしたら、あと、その下の2ページ目の注)のところで、過去の実績で工認の申請までに2年、あと工事が必要な場合は2定検分ということで例示を挙げていただいているんですけども、これは具体的にどこのプラントの、いつの工事のものなのかというのをもし教えてもらえればいただきたいというのと、あと、ほかのプラントというのは、これに含まれるというような認識でよろしいのでしょうか。

○九州電力(山下) 九州電力の山下でございます。

評価の期間、24カ月、2年につきましては、具体的には当社の川内の新規制基準工認の実績を考慮してございますけれども、それにさらに先ほども言いましたように、ほかの案件が同時に進行することであるとか、新規制基準工認ではDB・SAの対象であったものを、特重であるとか、それ以降に追加した当社の緊急時対策棟のような施設数も増えてございますので、その分を考慮いたしまして、同構築物を同解析で8カ月、施設の耐震評価で16カ月というふうに見積もってございます。

それから、工事期間の2定検分というのは、これは新規制基準工認の実績というわけではなくて、基本的に大きな工事が必要なものに対しては、まず耐震の準備工事を本工事の一つ前の定検で行いまして、その後、次の定検で耐震補強工事を行うというような流れでございまして、それを考えて2定検分ということを考えてございます。

それから、それ以外にも高線量区域で入れないような場所であったりする場合には、当然、事前の調査というのも必要でございますし、それから安全系はAトレン、Bトレンというふうにトレンが複数ございます。これに関しては両方のトレンを同時に工事することができませんので、例えば一つ前の定検でAトレン、次の定検でBトレンというような工事のやり方を考えてございますので、そういったものに対しても、やはり2定検は最低でも必要だというふうに考えてございます。

○沖田補佐 規制庁、沖田です。

わかりました。

ほかのプラントは含まれるというのは、お願いします。

○大村審議官 どうぞ。

○日本原燃(大久保) 日本原燃、大久保でございます。

私ども日本原燃のサイトにつきましては、資料1、ATENAさんの資料と連名で記載させていただいておりますけれども、この注)書きの、まず施設評価に2年という、24カ月につきましては、当社の機器数、施設を全体再評価したというところの期間でございまして、

先ほどATENAから説明ありましたように、早期に対応を図ることが地震動の評価で施設を限定することができるということであれば、もう少し短くすることは可能でございます。

楽観的な評価ですと、18カ月程度でできる可能性もあるというふうには思っておりますけれども、今後の状況の変化によりまして、最大24カ月程度はかかるというふうに見込んでおります。

それから工事につきましては、現時点でどれだけの対策が必要になるかというところは確定的なことは現時点で申し上げられませんけれども、およそ現在の施設の一定の安全裕度がございますので、その範囲内で必要なところの対策というのが、約1年程度かかるのではないかなというのが現在の見込みでございますので、この2定検分3年という内数で対応が可能というふうに考えております。

以上です。

○沖田補佐 規制庁、沖田です。

わかりました。そうすると原燃さんと、あと電力も大体この期間内におさまるということで理解をしました。

○大村審議官 はい、どうぞ。

○ATENA（白井） ATENAの白井でございます。

先ほど別紙1で説明しましたとおり、やはりこの期間を決める上では前提条件がございまして、先ほど言いましたとおり、今の状況では我々が見積もっているような状況では、それほど超えるサイトがたくさん出てくるとは思っておりませんが、地震動の大きさ、増幅特性がどうなるかとか、そういったことで複数サイトが同時に出てくるようなことになってきますと、ふくそうが起こって、ちょっと工程が延びるようなこともあるかもしれませんので、そのときにはまた別途御相談させていただくようなことになるかもしれません。

○九州電力（村山） すみません。九州電力の村山でございます。

若干補足させていただきますと、今、白井さんのおっしゃったとおりなんですけど、実は再稼働の工認のときというのは、入力と結果だけ示せばいいとか、Sクラス、幾つか工認の条件もございました。だから、今回、多分フルスペックで工認を出すのかとか、最終的に工認の形、申請の形、程度が決まらないと、やはり評価期間プラス我々としても申請書をつくる期間がございまして、大体、今のベースですとここにおさまると思っています。

すけれども、その前提も地震動が決まってから御相談というか、我々のほうからお願いしたいと思っています。

今回は、あくまでも我々としては設置許可を申請するまでのところで、まずは経過措置をお願いしたいというのが趣旨でございます、その後についてはあくまでも参考というふうに御認識いただければいいと思います。お願いします。

○大村審議官 沖田さん、どうぞ。

○沖田補佐 規制庁、沖田です。

了解しました。許可申請のところでもう一点確認したいんですけども、ATENAさんにはさっき確認したんですけど、JAEAさんの認識も確認したいと思うので、御発言をお願いします。

○JAEA（飯垣） JAEAの飯垣です。

資料にも書いてあったとおりですけども、これまで許可の本文のほうに変更がなければ、添付のほうは変更しないというのが慣例だったと思うんですが、今回はそれはもうバックフィットの中では添付資料も変更するといった認識ということではよろしいでしょうか。

○沖田補佐 我々事務方としては、そういう認識しております。

○JAEA（飯垣） 了解しました。

○大村審議官 どうぞ。

○ATENA（白井） ATENAの白井でございます。

先ほどの申請の要否につきましてでございますけども、今回、適合性審査、現行の審査、非常にふくそうしてございまして、苦勞しているところでございます。その中で今回の申請というものが改めて出てくるわけでございますので、やはり相当のマンパワーも要することになるかと思えます。

したがいまして、我々としては可能な限り効率的に、安全性向上ができるようにと考えてございますので、可能な限り減らしていくことのほうがいいのではないかという観点もあるのではないかなと思えますので、その辺りも御考慮いただけたらなと思えますけども、よろしく願いいたします。

○大村審議官 沖田さん。

○沖田補佐 規制庁の沖田です。

御要望があったことはわかりましたので、また中で相談させていただきます。

私からは以上です。

○大村審議官 資料1について大体やっていますけど。

谷川さん、どうぞ。

○谷川専門職 規制庁の谷川でございます。

資料1の1ポツと2ポツの分け方について、もし認識が違っていたら言っていたきたいという点なんですけれども、提出していただいた資料では、基準地震動が確定したかどうかで1ポツと2ポツを恐らく分けていただいています。

ただ、御案内のとおりだと思いますけれども、法令上は新規制基準に係る許可を得ているか、得ていないかという二つの状態で分かれると思いますので、今後、法制上の検討はやっていくんですけれども、このようなカテゴリ分けで、経過措置を別々に規定するというのはちょっと難しいというふうに認識しています。

あとそれともう一点、これは確認なんですけれども、1ポツと2ポツで経過措置期間の起算日をずらしておられるように見られますので、その理由を御説明いただきたいと。この点は資料1に限らず、ほかの事業者の資料にも類似の記載があるように見えますので、もし違う理由があればあわせて説明いただきたいと。

以上でございます。

○中部電力（鈴木） 中部電力の鈴木です。

すみません。申し訳ありませんが、最初の質問の1ポツと2ポツでずらしているというのはどこの、9カ月の件でしょうか。

○谷川専門職 すみません。後半部分の質問のことでしょうか。それであれば、基準改正の施行日から3カ月とか9カ月というのが多分1ポツの整理になっていまして、他方で2ポツでは許可を受けてから3カ月ですとか9カ月と書いていただいているように見えまして、そのずれの理由を教えてくださいと、そういう質問になります。

○中部電力（鈴木） 中部電力、鈴木です。

この審査中のプラントにつきましては、まだ、まさにSsが決まっていないものですから、希望としてはこういう許可を受けてからある一定の期間、同じように余裕期間が必要な措置期間がいただけないかということで要望を書いたものです。

○谷川専門職 規制庁の谷川でございます。

それは主にリソース面の問題でそのような要望になっていると、そういう理解でよろしいでしょうか。

○中部電力（鈴木） 中部電力、鈴木です。

今審査中のプラントにつきましては、まさに段階がプラントによってさまざまになっているものですから、一律にここでぽんと切られると難しいなということで、今審査がそこそこ相当進んでいるプラント、それからまだこれからというもの、いろいろごちゃっと複数ありますので、とりあえず今我々としては許可を受けてからという期間で、書かせていただいています。

○大村審議官 森下課長。

○森下課長 規制企画課の森下です。

私ももう一度、念押しで確認なんですけど、現行の申請の作業をされているそちら側の担当の部隊といますか、それと今回これやる部隊というのは同じなのか、別なのかという、先ほどの質問と同じかもしれないですけど、終わってからやらせてほしいというのは、そういう理由ですかということなんですけど。同じ部隊の人たちがやる。うちは同じなんです。そちらはどうなのでしょうということを教えてください。

○中部電力（岩瀬） 中部電力の岩瀬です。

特定せず、少し弊社の浜岡の事例にはなりますが、地震動の審査をしているサイトに関しては、少なくとも特定せずの評価をする部隊は一緒になります。ただ一緒になりますけれども、当然、並行で全部はできませんけれども、一定程度は検討できますので、早くという努力はするのは当然だと考えています。

一方で、今御指摘もありましたけれども、我々のヒューマンリソースという問題と、あと審査も我々地震動の審査をしていて、特定せずの審査ということで、我々の浜岡の場合であれば、特定震源が終わればすぐにもう新たな標準スペクトルを評価をして、特定せずの審査を受けたいと考えてはいるんですが、そのタイミングで特定せずの審査がどういう形で行われているのかが我々としてはわからないものですから、一応選択肢としては、どんな形でも対応がとれるように、留萌の地震動でこれまでのように評価して行って、一旦先に進んで、並行して新たな特定せずの審査をしていくという道も残してほしいという形で、この①②というのは、選択肢として残してほしいという形で要望させていただいております。

○日本原燃（富樫） あと申し訳ございません。日本原燃の富樫でございますけども。

冒頭の1番目の御質問のところのカテゴリの区分のところでございますけども、基本的に我々、今回お持ちしている最初の1番目の資料の中には、当然、許可済のプラントもございまして、プラスといたしまして地震動の審査が概ね終了しているといったところ

も含まさせていただいて、こちらのほうの地震動が確定したサイトというような確認させていただいてございます。

ですので、こちらのほう、当然、今回、震源を特定せず策定する地震動の部分の改正という位置づけになってまいりますし、あとその部分といたしまして留萌の地震の中に、この基準地震動として取り組んでいるか、いないかといったところも、一つの判断の目安という形で考えてございますので。ですので、その基準の時点において、ある程度基準地震動として概ね確定しているサイトにおきましても、1ポツの許可済のサイトと同様な位置づけとして、経過措置期間のほうを取り入れていただくといったところを、強く我々のほうとしましては要望として挙げさせていただくところで、この1ポツ1のところではそういった当社、日本原燃も含めまして3サイトに関しましては、上段のグループのほうに入れさせていただいているという位置づけになってございます。

○谷川専門職 規制庁、谷川です。

御意見の趣旨は分かりました。あとはまた内部でも検討したいと思います。

以上です。

○大村審議官 それ以外に何かありますか。

はい。

○京都大学（中島） 京都大学の中島でございます。

ちょっと話戻って、先ほどのJAEAさんにも確認していただいた申請書の設置変更の必要性についてで、本文の変更がなければ、今までは不要だったということで、今回については添付を出してもらいたいというお話ですが、そうすると今回だけなのか、今後も例えば別の件でバックフィット的な話があったときに、どういう対応をすればいいのか、あるいはバックフィットじゃなくても何か添付の変更があったときに、また設置変更まで遡るのかどうかというところが、我々としてはなかなか判断しかねるところもありますので、できましたら規制庁さんあるいは規制委員会側で、ちょっと考え方を整理させていただいて、何かしっかりと示していただけると、今後ありがたいなと思いますので、そこを御検討いただければと思います。よろしく申し上げます。

○森下課長 規制企画課の森下でございます。

今回のこの震源を特定せずですけども、標準応答スペクトルを作成するというのに対して、もともと事業者側のほうに石渡委員からも何度も表明がありましたけれども、そういうのを自主的にやるようにというようなことを申し上げていたと思うんですけども、結

果としてそういうことが進まなかったので、規制委員会として標準応答スペクトルをつくったと。

我々がやったら、やはり事業者に求める場合はバックフィットになります。バックフィットになるということは、設置許可に遡ってちゃんと訂正といいますか、評価をして出してくださいと。

ですから、今の話は、中島先生が言われているのはバックフィットなんだけど、ということでは切れるのではなくて、電力が自主的にやるものであれば、これはFSARという仕組みを用意していますけれども、そういう世界でやられるものだったらば、その話はあると思っっているんですけども、今回は規制当局として新しい考え方をまとめて、それを適用するものですから、これはもう設置許可ということになっていますので、昔と違うと。

そういうことでやりたいのならばFSARをどんどん使って、我々がそういうものを示す前に電力のほうで、このマグニチュード（安全上のインパクト）は緊急性を要するかどうかというのは委員会で議論しましたけども、そうじゃない。そのレベルのものではないなったんですけど、こういうものについては、私が申し上げたいのは、FSARという仕組みを使ってどんどんやってくださいと。でもやらなければこちらは気づいたら、こちらもどんどんやりますよと、そういうものの、今回はこういう結果になったということなので、きちんと設置許可でやってください。

○京都大学（中島） 中島です。

了解しました。

○大村審議官 ほかに。特に資料1についてということで、ありますか。

私から1点だけ。資料1の1ページに経過措置の期間について1ポツ2で、設置変更許可申請までの期間を経過措置期間として設定いただきたいというのがあって、先ほどこれに関する御発言もありましたけれども、要望のほうは承りましたということなんですが、恐らくどの期間を設定するかというのは、これは規制判断になると思います。それは規制委員会できっちり議論して決めてもらうことになると思いますので、その点は御承知おきいただきたいというふうに思います。

ほかに何かありますか。

どうぞ。

○ATENA（白井） ATENAの白井でございます。

先ほどの申請までの期間と我々要望してございますけども、確かにこの辺りの手続上の

ものは規制委員会の専決事項でございますので、それは仕方がないとは思ってございますけども、ただこの審査機関というものが、我々もなかなか見越せないというところもございます。

したがいまして何らかの、何年という形で入れられるにしても、その途中でお互いに努力した結果として、やはりこれはもう無理だなということになってきたときに、再度相談させていただいて、変えることができる形にさせていただけないかなとは、これは一つの要望でございますけども、つけ加えたいと思いますけども。

○森下課長 規制企画課の森下でございます。

そういうものが成立するとしたら、まず当然、我々からも見てですし、こういう世の中からも見て、事業者側の取組状況が常にどういうスケジュール、まずどういう計画でやっているのかというのがちゃんとあった上で、それどおり進んでいるのか、進んでいないのかというのが、まずちゃんと見えるようにしてもらわないと、その議論は成り立たないと思います。いきなり来られても、何をされていたのかもわからず、いきなり間に合いませんというようなのは多分、前回の繰り返しになってしまうと思います。

ですから、こういう多年度に、複数年にわたってやらなきゃいけないような作業の場合は、やはりまず最初にどこにどれぐらいかかるからとか、工程の見直しとか、それをきちんとそちらとして言った上で、その途中、途中といたしますか、こんな感じですかというか、そういうのが見えていて、初めてそういう議論が成り立つと思うので、だからそういうのがすぐできるのかと電力側にも、事業者側にも。

ちょっと研究要素はあると思うんですけど、こういう長い年数をかけてやらなきゃいけない基準適合というものについては、見える化みたいな工夫・第三者が見ても、確かにやんごとなない理由で遅れていると思ってもらえるものであれば、それはそうだと思いますけど、どうやったらそういうのができるかわからないんですけど、今回はそういうのも議論はできると思うんですけど、今回もう始まってしまうので、引き続きそういうのはお互いに意見交換をしたいと思います。

○ATENA（富岡） ATENAの富岡ですけど。

御指摘のとおりだと思しまして、お互いにどういうスケジュールで、どういうものやっっていくのかというところの情報共有といいますか、そういうのは重要だと思います。

そういう中で、やはり今回、審査期間が見通せない理由の一つは、まさに御指摘のようにこれ全サイト同時申請になりますと、同時審査のような形になって、それがどのぐらい

重なることによって期間がかかるかというところは、なかなか我々のほう見通せないというようなどころがありますので、そういったような意味で今、森下課長がおっしゃったような、お互いどういふことで進めるのがいいのかというようないふ共有というのはいふ重要だと思っております。

○大村審議官 今の点については、一つの課題だろうというふうに思っていますので、引き続き検討もする機会があるんじゃないかというふうに思っています。

あと、それ以外に何かありますか。いいですか。

どうぞ。

○九州電力（村山） 九州電力の村山でございます。

先ほどのバックフィットの議論の中で、ちょっとだけ確認させていただきたいことがございまして、もともと位置と規則及びそれに関連する基準のものであればバックフィットは設置許可だと思います。あと、技術基準のほうのバックフィットは工認であったりして、バックフィットイコール全て設置許可ということではないというふうな理解ではございませうけれども、このYou Tubeで皆さん見ておりますので、世間一般の方がバックフィットイコール設置許可だというふうにおっしゃられると、ちょっと誤解されるのかなと思ひまして、そういう認識でよろしいでしょうか。

○森下課長 規制企画課の森下です。

その認識で結構です。

○大村審議官 ほかにありますか。

では、一応、資料1からやっているということなので、資料1はいいですかね。

資料2について、じゃあ何かありましたらお願いします。

中村さん。

○中村審査官 地震・津波審査部門の中村です。

私のほうからは資料2ですが、何点か確認したいことがあるんですけど、まず1点目が資料2で言うと2ポツ(1)です。事業変更許可申請というところなんですけども、例えばここで3カ月とか6カ月という数字が上がってきているんですけど、これは基本的に先ほどの資料1であったATENAさんのほうの数値と一緒になんですけど、同様の内容で、同様の根拠に基づいているという認識でよろしいでしょうかということがまず1点なんですけども、いかがでしょうか。

○RFS（竹内） リサイクル燃料貯蔵、竹内でございます。

おっしゃるとおりでございます。

○中村審査官 規制庁の中村です。

1点目についてはわかりました。

2点目が(2)の同じページ、設工認申請および施設対応のところなんですけども、ちょっとここ確認させていただきたいのは、建物の応答解析で4カ月、耐震評価で8カ月というような数字が出てきているんですけども、それぞれの具体的な作業内容とか期間の内訳というのを確認したいと思います。

これは先ほどの資料1でいうと、ATENAさんの資料と数字的などころが違っているというところで、どういう観点で、どういう理由で異なっているかという観点で説明していただけるとありがたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○RFS（竹内） リサイクル燃料貯蔵の竹内でございます。

電力さんの場合は、建物の数も多いとか、例えば機器の物量も多い、それからSクラスに所属する機器も多いとか、そういうことの事情の違いによって、私どものところはこのくらいの期間になったということでございます。

○中村審査官 原子力規制庁の中村です。

すみません。私のほうが違う観点でと言ったのでお答えいただいたんですけども、ちなみに建物の応答解析で4カ月とか8カ月という数字というのは、具体的などころを説明していただけると。お願いしたいんですけど。

○RFS（竹内） 今までずっと何回かバックチェックやっておりますして、その実績の中でキックオフからレポートの完成まで、今までの実績を勘案すると、こういった期間になると。それで対象となる設備も概ねあたりはついておりますけれども、それらを実績で勘案したところ、私どもの見通しとしてはこのようなものになっているということでございます。

○中村審査官 規制庁、中村です。

説明については、おっしゃることはよくわかりました。

あと資料2については、最後なんですけども、資料2のページで言うと次のページですね、同じ(2)なんですけども、一番最後の2ページの一番頭のところで「また」というのがあって、地震動のレベルにより耐震補強工事等が必要となる場合には、これに要する期間は約1年となる見通しであるというふうに書かれているんですけども、これは具体的にどのような内容で、実績等想定しているのかというのを確認したいと思いますが、いかがでし

よう。

○RFS（竹内） リサイクル燃料貯蔵の竹内でございます。

今現状の補正申請において、地震動見直しておりますけれども、それによって多少の補強工事、我々でも考えております。それで今回のものが今後の審査いただく中でどの程度のレベルになるかによって、工事が出るか出ないかというのは確実に今見通せない状況です。必要になって行うとすると、今想定している我々の補強工事の期間を勘案して1年ということにさせていただきます。

○中村審査官 今の想定ということで、これが多少短くなったり、長くなったりという可能性はあるけれども、これぐらいのオーダーだという考えで今引かれているということで認識してよろしいですか。

○RFS（竹内） ええ。場合によっては工事がなくなる場合も可能性の中にはあるということで御理解いただきたいと思います。

○中村審査官 規制庁の中村です。

理解しました。とりあえず私からは、資料2については以上です。

○大村審議官 ほかに何かありますか、資料2関係は。

谷川さん。

○谷川専門職 規制庁の谷川でございます。

資料の2ページ目の(3)の下から2行目で1点、記載の意味を確認したいんですけども、「現状の審査が収束した後に」という記載があるんですけども、これは具体的に法令上どの段階の手続がどうなった時点のことを念頭に置いておられるのか、指しているのかを御説明をお願いします。

○RFS（竹内） 法律の逐条的に何か申し上げることではないんですけども、今現状の審査が進んでおりますので、それで最終盤に来ているということ、先ほど申し上げたとおりでございます。その結果が概ね収束すれば、その段階後、一度締めて、その後に引き続きやらせていただきたいという趣旨でございます。

○谷川専門職 規制庁の谷川でございます。

それはそうしますと、今やっている新規制基準に係る、例えば許可の段階の手続が概ね終わってきたらとか、そういうことでしょうか。それと許可なのか、設工認なのかですか、その辺りはどうお考えでしょうか。

○RFS（竹内） 今後の御相談だと思うんですけども、まず事業許可の後、設工認が終

わって、その後、改造工事があるか、ないかわかりませんが、その段階の次に保安規定だとかいろんな段階に移ってまいりますけれども、その段階の後ろの工程がこれによって大幅に遅延することがないように、そういった形で進めさせていただきたいというお願いの趣旨でございます。

○谷川専門職 規制庁、谷川です。

趣旨は了解しました。

○大村審議官 御発言の前にお名前をおっしゃってください。お願いします。

ほかに何かありますか。資料2関係、よろしいですか。

それでは、続いて資料3の関係です。これについて何か御質問などがあればお願いします。

中村さん、どうぞ。

○中村審査官 地震・津波審査部門の中村です。

続いて資料3のほう、こちらは何点か確認させてください。まず「JRR-3」、「HTTR」、「常陽」に対して、それぞれ説明していただいたんですけども、この記載のところなんですけども、資料1、資料2と記載項目というか書きぶりというか、若干異なっているということで、再確認ということなんですけど、資料1とか資料2と基本的な考え方というのは、両者の資料と同様と考えてよろしいんでしょうかということ、違う点があれば説明していただきたいというのが1点です。

もう一点が、連続して言いますけども、今回こちらの資料3には具体的な経過措置というのが、先ほどだったら6カ月とか4カ月とか、いろいろ数字が上がっていたんですけども、経過措置期間というのが示されていないんですけども、これは現時点で見通せないということで回答がないという理解でよろしいかという2点です。お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○JAEA（飯垣） 原子力機構の飯垣です。

一つ目の質問で、資料1と資料2とどう違うのかといったところですが、これについては、基本的には考え方は同じかなというふうには考えております。

それと経過措置の期間につきましては、確かに記載はございませんが、資料の中に補強の程度によって期間が変わるというふうには考えてございます。それで建物とか機器の評価が終わった時点で、ある程度見通せるのかなというふうには考えてございますが、例えば大きな補強がなかった場合を想定しますと、地震動評価と、あと地盤安定性評価に約半

年程度、あと建物・機器評価に1年程度、補強設計に1年程度と、あと補強工事に2.5年と
いうことで考えてございます。こちらは2定検分、2回の定検に分けてその間に補強すると
いった形にさせていただきたいというので、合計5年程度を考えているといったところで
ございます。

以上です。

○中村審査官 規制庁の中村です。

ちょっと聞き逃したかもしれないんですけど、基本的な数字、必要経過期間というのは
資料1の数値とほとんど一緒だったんですか。初めの3カ月というのが説明があったかどう
かですけど、これについてはいかがですか。

○JAEA（飯垣） こちらについては、地震動評価とあと地盤安定性評価、これ二つあわせ
て概ね6カ月程度というふうに考えてございます。

○中村審査官 規制庁の中村です。

その確認ですけども、例えば資料1とかでいうと3カ月プラス6カ月で9カ月という話が
あったけども、資料3については合わせて6カ月というお考えだということによろしいんで
すね。確認だけです。

○JAEA（飯垣） JAEAの飯垣です。

そのとおりでございます。

○中村審査官 規制庁、中村です。

基本的な考えとか、その辺りは一緒だということと、あと資料には記載はなかったんで
すけども、今JAEAさんとして考えている期間というのは一応確認できたかなと思っており
ます。

私のほうから、資料3については以上です。

○大村審議官 はい。資料3の関係はほかありますか。いいですか。

大浅田さん、どうぞ。

○大浅田管理官 地震・津波審査管理官の大浅田ですけれども。

電力さんの場合は、恐らくもう事前準備をなされておるので、当たりというか、多分、
計算とか入られていると思うんですけど、JAEAさんの場合は、今の御説明を聞いていると、
まだそこまで行っていないような感じがしたんですけど、それとももう事前準備というか、
簡易評価でも構わないんですけど、そういったことは今やられているんでしょうか。

○JAEA（山崎） 原子力機構、山崎ですが。

地震につきましては試算はしております。

Vs2200という層は、ちょうど合う層はないんですけど、その近いところに入れてみてどうかといったような試算はしております。

○大浅田管理官　そうですか、わかりました。

先ほどの御説明ですと、あたかも全て改造もやるようなイメージで話をされたんで、まだそういった当たりをつけておられないのかなと思ったんですけど、じゃあ今当たりをつけつつ、最後どうなるかもわからないですけど、とりあえずもし仮に改造があった場合には、最後まで入れたらどうなんだということを御説明されたと、そういうことですか。

○JAEA（飯垣）　原子力機構の飯垣です。

そのとおりでございます。

○大浅田管理官　わかりました。ありがとうございました。

○大村審議官　資料3の関係はよろしいですか。

では最後、資料4、これは京都大学の資料ですけども、これで何か御質問があればお願いします。

中村さん。

○中村審査官　地震・津波審査部門の中村です。

この資料4について、こちらも何点か確認させてください。

まず1点目が、この資料4のところで一番下のほうですけども、一番最後のパラです。

「以下のような期間が必要である。」ということで1.約6カ月、2.約6カ月ということで示されています。それぞれの具体的な内容というのが、その上の1.2.ということで、片括弧で書かれているのがそれぞれの内容なのかなと思うんですけど、ある程度それぞれ、1.でいうと1) 2) 3) とあるんですけど、その6カ月というのをどのように考えて設定していただいているかというのをちょっと説明していただきたいと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○京都大学（中島）　京都大学、中島でございます。

この6カ月の細かいブレイクダウンは、まだ今のところなかなか言えないんですが、前回の新規制対応の中で、トータルとしてこのぐらいかかるだろうということで。この中には当然、内部的なチェックの期間とか、あるいは電力さんにはありましたけど、外注してお願いするといった期間も含めたものというふうに考えておりますけど、すみません。内訳については今まだ申せるような状況まで検討は進んでおりません。

○中村審査官 規制庁の中村です。

言葉のところで「約」というのもついているとおりで、これが多少1カ月、2カ月の前後は実際あるかもしれないですけども、実績を考えてざっくりという数値だということで認識させていただきました。

あと、1.のところですけども、先ほどの説明があったんですけども、これも同じようなことになるかもしれないですけども、設置変更承認申請と安全審査対応とを含めて約6カ月というふうな説明だったと思うんですけども、じゃあこの安全審査というのはどれぐらいというの、これも同じでしょうか。

○京都大学（中島） ちょっと先ほどの説明でも補足しましたが、審査は相手のあることでするので、どのぐらいというところまでは言えないんですけども、ここではかなり楽観的なことを考えていると思ってください。

○中村審査官 ひとまず、この約6カ月というのを一応、安全審査対応というのも含めて、約6カ月ぐらいでできるだろうという、京都大学さんのほうの実績をもとに考えているということについては理解をしました。

あと最後、言葉で説明があったんですけども、耐震補強工事については、必要ないだろうというふうな説明があったと思うんですけども、これは説明があったかもしれないんですけども、工事が必要でないというふうに今お考えの理由というのを、確認させていただきたいと思います。

○京都大学（上林） 京都大学の上林です。

これまでのバックフィットの結果を踏まえて回答になっているんですけども、一番タイトな状況は、建屋の水平動による応答というところになります。

今回、先ほどこちらのほうから説明ございましたように、基本やはり上下動の高周波でのスペクトルが、これまでの応答スペクトルによる手法を若干上回っているということで、今考えていますのは建屋よりも、むしろ機器関係の配管関係の水平とか上下の組み合わせによる応答状況ということになるんですけども、これにつきましては相当安全裕度がございまして、かつフロアレスポンスを介しての入力になりますので、それらを鑑みたところ、多分それほど補強に値するような応答状況にはならないだろうという、これもそういう楽観的な解釈しています。

以上です。

○中村審査官 説明については確認させていただきました。

資料4についても私からは以上です。

○大村審議官 それでは一通り御説明いただいた資料1～4については、一応質疑はありましたが、全体を通じて何かさらに確認しておきたいこと、それから何か。

どうぞ。

○日本原燃（大久保） 日本原燃の大久保でございます。

すみません。資料1に戻っていただきまして、ちょっと恐縮でございますけれども、資料1の1で当社、日本原燃の六ヶ所サイトが許可済のサイトと同等と扱っていただきたいということに対して、その趣旨を補足させていただきたいと思っております。

当社の安全審査につきましては、ほぼ終盤を迎えているという状況でございます。今後、設計及び工事に係る認可申請の対応、その後、工事を速やかに実施させていただきたいというふうに考えておりました、それが当社の最重要事項の一つだというふうに考えております。

この新規制基準の対応をもって安全性向上を図っていくということ、私どもは積極的に取り組んでいかなきゃいけないという状況を考えておりました、それが審査済のサイトと同等として扱っていただいて、経過措置期間をぜひ設定させていただきたいという趣旨でございます。

審査の中では、新規制基準の審査とは、本件の震源を特定しない地震動の審査とはぜひ切り離していただいて、安全性向上対策の取組を速やかに対応させていただきたいということが趣旨で、こういう資料の記載等させていただいております。

以上でございます。

○大村審議官 ありがとうございます。

今の件、よろしいですね。

ほかに何かありますでしょうか。

それでは御苦労さまでした。今日は資料の説明をいただき、また、たくさんの質疑をさせていただいて、概ね事業者さんのお考え、御要望は理解をいたしましたし、こちらが今、思っていることもある程度お伝えできたのではないかとことは思います。

それでは、とりあえず今日のところはこれで議事を終了したいと思いますけれども、じゃあ最後に事務連絡をお願いします。

○大浅田管理官 地震・津波審査管理官の大浅田です。

次回の意見聴取会、設定するかどうかも含めましては、事務局のほうで検討した上で、

決めていきたいと思ひます。

以上でござひます。

○大村審議官 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして震源を特定せず策定する地震動の規制導入の経過措置に係る意見聴取会を閉会をしたいと思います。どうも皆さんお疲れさまでした。